

第七十三回 昭和三十三年度一般會計歲出ノ財源ニ  
帝國議會 充ツル爲公債發行ニ關スル法律案  
貴族院

特別委員會議事速記録第八號

昭和十三年三月十四日(月曜日)午前十時  
二十四分開會

○委員長(公爵山縣有道君) 會議ヲ開キマ  
ス、質疑ノアル委員ノ御發言ヲ願ヒタイト  
思ヒマス

○子爵大河内輝耕君 大分今度澤山ノ公債  
ガ出ルコトニナリマセウガ、全體デ十三  
年度ニ於ケル國債ノ額ハ幾ラニナリマス

○政府委員(太田正孝君) 今大マカノコト  
シカ分リマセス、數字ヲ直グ調べマシテ、  
御歸リニナル迄ニ差上ゲマス

○子爵大河内輝耕君 ソレハ後ニ戴クコト  
ニシテ、大分大キナ金ニナラウト思ヒマス  
ガ、ソレニ付キマシテハ資金調節ノ上カラ  
餘程ムツカシイコトガ起ラウト思ヒマス、  
政府ハ曩ニ資金調整法ヲ出シテ、色々ヤツテ

オイデニナルヤウデゴザイマスガ、實際ア  
レニ依リマシテ許可サレタモノハドノ位ニ  
ナリマスカ、又斷ハラレタノハドノ位ニナ  
リマスカ、大體ノ種類ハドシナモノデアリ  
マスカ、大體ノ運用ノ御説明ヲ願ヒタイト  
思ヒマス

○政府委員(太田正孝君) 昨年カラ始メマ  
シテ資金調整法ノ結果ハ、細カイ數字ニ付

キマシテ御申出ノ點ヲ御答申スコトニ致シ  
マス、大體ニ於キマシテマダ昨年中ハ實ハ  
過渡期ニ互ルモノガ大變多クゴザイマシタ  
ケレド、資金調整ヲ行ヒマシタ結果ト致シ  
マシテ、アノ法律ノ趣意ヲ汲ンデ、取止メ

タ人達モアリマスルシ、又コチカラ此ノ  
際法律ノ趣意ニ依ッテ、止メテ戴クヤウニシ  
タモノモゴザイマシテ、相當ノ效果ハ舉  
ゲテ居ルノデゴザイマスガ、今數字ノ點  
ハチヨット後カラ調べマシテ、御答ヲ致シマ

ス

○子爵大河内輝耕君 種類ハ大體ドウ云フ  
モノヲ許可サレマシテ、ドウ云フモノヲ斷  
ハラレタコトニナリマセウカ、大體ノ數字  
デナイ説明デ宜シウゴザイマスガ、大體ノ  
趨勢ヲ御願ヒ致シタクゴザイマス

○政府委員(關原忠三君) 資金調整法ノ運  
用ニ付キマシテハ、詳細ノコトハ後刻數字  
デ以テ申上ゲルコトニ致シマシテ、大體ノ  
コトヲ申上ゲマスト、御承知ノヤウニ事業標  
準ト云フモノヲ決定致シテ居リマシテ、其ノ  
標準ニ基キマシテ許可致シテ居ルノデアリ

マスガ、其ノ標準ノ甲乙丙ト分レテ居リマ  
シテ、甲ハ時局ノ爲最モ必要ナルモノ、丙ハ

此ノ際事業設備ノ擴張等ヲ差控ヘルコトヲ  
可ト認メルモノ、乙ハ其ノ中間ニ位スルモノ  
ト云フ風ニ三階段ニ分ケマシテ、其ノ各ノ  
階段ヲ又程度ニ依リマシテ二種類若シクハ  
三種類ニ分ケマシテ、標準ガ作ラレテ居ル  
ノデアリマス、ソレデ、大部分ハ甲種類ニ  
屬スルモノヲ認可サレマシテ、之ニ次グモ  
ノガ乙デ、丙ハ最モ少イノデゴザイマスガ、  
唯施行當初ニ當リマシテハ、經過的ノ處置  
ト致シマシテ、既ニ相當著手致シテ事業ノ  
進行シテ居ルモノモゴザイマシタノデ、サ  
ウ云フ點ヲ斟酌致シマシテ、丙ノ種類ノ事  
業ノ認可ニ對シテモ多少手心ヲ用ヒマシタ  
點ハゴザイマス、併シナガラ昨年一年ノ統  
計ヲ取ッテ見マスト、矢張り大體資金ハ甲  
種ノ事業ニ流レマシテ、丙種ニ對シテハ極  
メテ抑ヘラレタト云フヤウナ實績ニナッテ  
居ルノデゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 ソレデ事業界ノ方ニ  
ハ、事業ノ發達ハ其ノ爲ニ別ニ障碍ヲ受ケ  
タト云フヤウナコトハ少シモアリマセヌデ  
スカ

○政府委員(關原忠三君) 臨時資金調整法  
ノ目的ガ限リアル資金ヲ最モ有效ニ最モ無

駄ナク必要ナ所ニ注入シヨウト云フ目的ヲ  
以テ制定セラレタノデアリマシテ、私共ハ  
大體其ノ趣旨ガ半年間ノ運用ニ於テ遺憾ナ  
ク達セラレテ居ルト考ヘテ居ルノデアリマ  
ス、即チ必要ナル産業ニ付キマシテハ出來  
ルダケノ資金ヲ注入致シマス、併シ一面ニ  
於キマシテ所謂丙種ニ屬スルモノニ付キマ  
シテハ、相當其ノ事業設備ノ擴張ヲ抑ヘタ  
點ガゴザイマシテ、其ノ事業ノ方面カラ見  
マスト云フト、御氣ノ毒ニ感ジテ居ル所ガ  
ゴザイマスノデアリマスガ、限リアル資金  
ヲ以テ最モ能率ヲ舉ゲルト云フコトニ於キ  
マシテ、是モ已ムヲ得ナイヤウナ次第デア  
ルト考ヘテ居ルノデアリマス

○子爵大河内輝耕君 政府ヂヤ生産力擴充  
ト云フコトヲ非常ニ努力ヲセラレテ、我々  
モ其ノ趣旨ニハ賛成ヲシテ居リマスガ、ソ  
レハ無論總テノ方面ニ生産力ヲ擴充スルン  
デナクシテ、此ノ時局ヲ前提トシテ生産力  
擴充デアラウト思フンデマスガ、其ノ方面ハ  
先ヅ遺憾ナク達成サレテ居ルモノト見テ宜  
シウゴザイマスカ

○政府委員(關原忠三君) 是モ程度ノアル  
コトデゴザイマシテ、私共ガ此ノ事業資金

第四部第七類 昭和三十三年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第八號 昭和十三年三月十四日

貴族院 一

ノ審査ヲ致シマスニ當リマシテハ、モウ少シ資金ニ餘裕ガアツタラバト思ハレル點モゴザイマスガ、資金、物資ニ限りノアルコトデゴザイマスカラシテ、其ノ範圍内ニ於キマシテ出來ルダケノ努力ヲシテ、今御話ノヤウナ事業資金ノ擴充、生産力ノ擴充ニ努力ヲ致シテ參リマシタヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス

○子爵大河内輝耕君 サウスルト、何ダカ此ノ生産力擴充ガ資金ノ關係カラ幾ラカ制限ヲ受ケテ居ルヤウニ思ヘマスガ、政府ノ方デヤドウモマダ生産力ノ擴充ハ不十分ダト云フヤウニ御考ヘデセウカ

○政府委員(關原忠三君) 不十分トハ考ヘテ居ラスノデアリマシテ、是カラ益、資金ヲ其ノ方面ニ注入シテ其ノ目的ヲ達シナケレバナラス、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○子爵大河内輝耕君 サウスルト、實績ニ於テハ政府ノ目的ハ先ヅ達成サレテ居ルモノト、斯ウ承知シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(關原忠三君) 大體御説ノ通りデアリマス

○子爵大河内輝耕君 昨年度ハソレデ宜シイトシテ、本年度ハ公債ノ額モ非常ニ多イヤウニ思ヒマス、此ノ額ハマア多少生産力擴充ノ方ニモ行キマセウケレドモ、又サウ

デナイ外ノ方面ニモ行クヤウニ考ヘラレマスガ、斯ナ風ニシテ澤山ノ公債ヲ出スト云フコトニナルト、資金調整ノ方ハ餘程考ヘテ掛ラスケレバナラスト思ヒマスガ、其ノ大體ノ御方針ハドウデセウ、矢張り從來ノ通りデヤツテ行クノガ宜イカ、ソレトモ餘程ヤカマシクヤラナケレバナライカ、又之ニ依ッテ生産力擴充ガ妨害ヲ受ケルト云フヤウナコトハアリマスマイカ、如何デセウ

○政府委員(太田正孝君) 最も重要ナル論點デゴザイマシテ、生産力擴充ガウマク行カナケレバ、此ノ軍事目的モ達スルコトガ出來ナイノデゴザイマス、又公債ヲ募ルト云フコトト、二ツノ關係ニ於キマシテ其ノ點ハ特ニ注意シナケレバナラスト點デゴザイマスガ、昨年相當多額ノ生産力擴充ニ關スル資金ガ出マシタノデゴザイマスガ、本年モ亦アレデ一巡シタトカ、一服シタト云フコトハゴザイマスガ、サウ簡單ニハ考ヘラレナイ狀況カト思ヒマス、デ、兩方然ルベク按配シテ、此ノ資金ヲ順調ニ流レテウマクヤツテ行キタイ、斯ウ云フ大方針ノ下ニ進シデ居ルト存ジマス

○子爵大河内輝耕君 コ、ニモ是ダケノ大キナ公債ガ出ル、滿洲ニモ大分ナ資金ガ要

ル、生産力擴充ニモ、要ル、斯ウ云フコトデアリマスガ、生産力擴充ノ方ノ資金ハ、此ノ滿洲關係ト、ソレカラ此ノ公債關係ヲ除イテ、其ノ外ドノ位御入用ノ御見込デセウカ

○政府委員(太田正孝君) 先程ノ數字ト一緒ニ後刻申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス

○子爵大河内輝耕君 此ノ大キナモノヲ作り出スニ付キマシテハ、餘程金融機關ノ確實性ト云フコトヲヤラナケレバナラス、若シ此ノ爲ニ金融機關ガ崩レルヤウナコトガアツテハ大變宜シクナイト思ヒマス、其ノ事ハモウ政府ノ方デモ無論御認メダラウト思フノデス、アト速記ヲ止メテ戴キマス

○委員長(公爵山縣有道君) 速記ヲ止メテ(速記中止)

○子爵大河内輝耕君 速記ヲ付ケテ戴キマセウ……ソレデハソレハ數字ガ出マシテカラ、又伺フコトニ致シマス、ソレカラ此ノ法律八十四號中改正法律案ノ條文ニ付テ一箇所伺ヒタイ、是モ融通證券、一時借入金トアリマスガ、是ハ少シモ制限ガナイノデスカ、矢張り六十四億ヲ限度トシテ居リマスカ、ソレトモ是ハ制限ガナク、ドンナニデモ行ク譯デスカ、其ノ點ハドウ解釋サレマスカ

○政府委員(太田正孝君) 申上ゲル迄モナク是ハ融通的ニ使フノデゴザイマスカラ、限度ト申シマス云フト、法律ニ定メテ最高ノ所迄行ク譯デゴザイマスガ、金線リト申シマスカ、市場ノ關係カラ申シマスレバ、金融市場ノ情勢ト云フヤウナモノヲ見テ、其處ニヤル譯デゴザイマシテ、一時的ノ賄金デゴザイマス、詰リ普通ノ大藏省證券デ行ク場合ニ於キマシテハ、年度ト云フ制限ガゴザイマスガ、此ノ方ニ於キマシテハ年度ノ制限ガゴザイマセヌノデ、軍事費ヲ使フ上ニ於キマシテ、例ヘバ三月ニ出シテ六月ニ互ルト云フヤウナ場合ニハ、大藏省證券デハ參リマセヌノデ、サウ云ツタ場合ノ融通ノ爲ニ使フト云フ意味デ、全部ヲ是デヤルト云フ趣意デヤゴザイマセヌノデス

○子爵大河内輝耕君 サウシマス、此ノ一時借入金、融通證券ハ今迄出テ居ル公債額ト合シテ六十四億ヲ超スト言フコトハマ出來ナイ譯デゴザイマスガ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ宜シウゴザイマスマスカ

○政府委員(太田正孝君) 御言葉ノ通りデゴザイマシテ、一時借入金融通證券ハ近時特別會計ノ歳入ヲ以テ之ヲ償還スベシト云フコトニナツテ居リマスカラ、本會計ノ起債額ノ範圍内ニナルベキコトハ勿論、一時ノ

額ノ範圍内ニナルベキコトハ勿論、一時ノ

措置トシテ借入又ハ發行スルモノデアリマス  
勘定ニナツテ居ル譯デアリマス

○子爵大河内輝耕君 ソレデ意味ガ分リマ  
シタ、詰リ此ノ最高額ヲ超スコトガ出來ナ  
イト、斯ウ云フコトドラウト思ヒマス、ソ  
レデサウ云フコトデアレバ、別ニ斯ウ云フ  
モノガナクテモ、公債デ宜ササウナモノデ  
スガ、年度ノ關係モナシ、出サウト思ヘバ  
出シテ、日本銀行デ引受ケサシテ、ソレデ  
宜イノダシ、出納上必要アル場合モ餘リ生  
ジナイヤウニ思ヒマスガ、ソコノ點ハドウ  
云フ必要デスカ

○政府委員(太田正孝君) 兎ニ角多額ノ軍  
事費ガ散布サレマスノデ、其ノ散布サレタ  
狀況如何ニ依リマシテ、之ヲ短期ノ證券ニ  
依ッテ資金ヲ作ッテ置ク方ガ徳ナ場合モゴザ  
イマスノデ、之ヲ使フ場合モ先ヘ行ッテモ相  
當アルカトモ考ヘラレマス、其ノ時ノ資金  
ノ散布狀況ガ餘程大キナ此ノ融通證券ヲ使  
フ所ノ關係ニナルコトト思フノデゴザイマ  
ス

○子爵大河内輝耕君 サウシマスト、今ノ  
御説明ニ依リマスト、是ハ國庫ノ遺練カラ  
モ無論必要デアルガ、ソレヨリモ寧ロ市場  
ノ金融ノ調節ト云フ方ガ主タルモノノヤウ  
ニ考ヘラレマスガ、サウ考ヘテ宜シウゴザ

イマスガ  
○政府委員(太田正孝君) 主タルモノト云  
フト、少シ何デゴザイマスガ、其ノ場合ニ  
モ役立タシメヨウ、斯ウ云フ譯デゴザイマ  
ス

○子爵大河内輝耕君 其處ハ能ク分リマシ  
タ、ソレカラ次ニ此ノ特別會計ノ繰入金デ  
スガ、何レ材料ガ出テ參リマセウガ、併シ  
又税ノ場合ノ詳細ナ研究モアラウト思ヒマ  
スガ、税ノ増加ノ仕方ハ、内地ト何デスカ、  
餘リ變ラナイ程度ニ上ゲラレマスガ、ソレ  
トモ大分段階ガアリマスガ、一々伺ヒマス  
ノモ何デゴザイマスノデ、大體ノ御方針デ  
宜シウゴザイマスガ……

○政府委員(太田正孝君) 税ノ關係ハ此方  
ト揃ッテ居ルモノバカリニナツテ居リマセヌ  
ノデ、例ヘバ朝鮮臺灣等ニ於キマシテ所得税  
ノ關係ナドモ違ッテ居リマスガ、一例ヲ申上  
ゲテ見マスト云フト、内地ニ於キマシテハ  
免稅點ガ千二百圓ニナツテ居リマス、之ヲ千  
圓ニ下ゲヨウトカ、朝鮮ニ於キマシテハ免  
稅點ガツイ此ノ間、法律ヲ直シテ關係モゴザ  
イマスノデ、矢張り八百圓ニ据置ク、臺灣  
ノ方ハドウカト申シマスト云フト、千二百  
圓ニスルトカ云フヤウナ合ニ、今迄ノ税  
ノ關係デ主トシテヤッテ行キマスモノデス

カラ、少シク内地ト違ッタ點ガゴザイマス  
ガ、方針ヲ申シマスト、大體ニ同ジヤウナ  
上ゲ方竝ニ新シイ税ヲ設ケテ行カウト云フ  
譯ニナツテ居リマス、例ヘバ通行税ト申シマ  
シテモ、朝鮮アタリニハソシナニ自動車關  
係ガゴザイマセヌカラ、内地デハ汽車、電  
車、自動車ニ對シテハ取ッテ居リマスガ、  
朝鮮デハ取ラナイ、入場税ナドニ付キマシ  
テモ、内地ト、甚ダ低イ話ニナリマスガ、  
活動寫眞ナドニ於キマシテモ、向フノ方ガ  
ズツト高クナツテ居ルノデアリマスガ、其ノ  
免稅點ガ違フト云ツクヤウナ些細ノ點ハゴ  
ザイマスガ、大體ノ意味ハ同ジ考ヘ方デア  
リマシテ、成ルベクナラバ、同ジ建前デ、  
事情ノ違ッテ居ルモノダケガ變ッテ居ル、斯  
ウ御了解ヲ願ヒタイト思ヒマス

○子爵大河内輝耕君 此ノ繰入金額ノ八割  
トシタノハドウ云フ譯デスカ、徵稅費ヲ控  
除シタル殘額ノ、其ノ金額ヲ八割ト限ッテ、二  
割ニ掛ケタノハドウ云フ譯デアリマスガ

○政府委員(太田正孝君) 八割、二割ト云  
フ關係ハ大マカニ申セバ、腰撓メニナル譯  
デアリマス、御案内ノ通り、各外地特別會  
計ニ於キマシテモソレノ事變ノ關係ナド  
ニ於キマシテモ支出スベキモノガゴザイマ  
スノデ、サウ云フ點モ考慮シマシテ、内

地ノヤウニ一パイ之ヲ軍事費特別會計ニ入  
レルト云フヤリ方ヲ採ラズ、サウ云フ事變  
關係ノ施設ナドニ使フ金ノ關係ナドモ考慮  
ノ中ニ入レマシテ、八割ト致シタ譯デアリ  
マス

○子爵大河内輝耕君 是ハチョット考ヘル  
ト、色々今ノ御説明ニ依ルト、澤山事變  
關係ノモノガ要ル所モアルノデセウシ、要  
ラナイ所モアラウト思ヒマスガ、例ヘバ關  
東局ダトカト云フヤウナ所ハ隨分要ルデセ  
ウシ、朝鮮ノ方モ要リマセウケレドモ、關  
東局デ要ルト云フ意味ニ於テ要ラナイト思  
ヒマス、臺灣ノ方ハ相當ニ要ルニシテモ、  
樺太ノ方ハ多少要ルガ、ソレ程要ラナイヤ  
ウニ思ヒマス、ソコノ關係ハドウナツテ居リ  
マスガ、能ク分リマセヌガ、皆二割ナラ不  
公平ハナイノデスガ、ソレトモドウモ仕方  
ガナイト云フコトデアリマセウカ、ドウデ  
スカ

○政府委員(谷口恒二君) 各外地ニ於キマ  
シテ此ノ事變關係ノ施設ヲ要シマス程度ニ  
付キマシテハ、只今大河内子爵ノ仰セノ通  
リデアリマシテ、必ズシモ同一デナイノデ  
アリマシテ、併シナガラ之ヲ其ノ程度ヲ能  
ク精査致シマシテ、正確ニ不同ヲ付ケマス  
コトモ是亦ナカク困難デゴザイマシテ、

先ヅサウ云フ軍事ノ施設ニ相當ノ經費ノ要  
ルモノデアルト云フコトヲ考ヘマシテ、差  
等ヲ付ケナイデ、外地ハマア一應大體ノ腰  
撓メト致シマシテ、同一ノ割合ヲ差引クト  
云フヤウナコトニ致シタ次第デアリマス

○政府委員(關原忠三君) 先程大河内子爵

ノ御質問ノ十二年度公債ノ發行ノ未濟額、  
十三年度ノ發行ノ豫定額、即チ合計シテ今  
後發行スベキ公債額ノ總額ハドレダケデア  
ルカト云フ御質問ト承リマシタ、十二年度  
ニ於キマシテハ一般會計、特別會計ヲ通ジ

マシテ發行豫定額ガ三十三億九千四百萬圓  
デゴザイマシタガ、其ノ中節減繰越及使用  
見合セ額ガ一億八千餘萬圓ゴザイマスノデ、  
差引キマス、所要額三十二億一千三百萬

餘圓デゴザイマス、之ニ對シマシテ今日迄  
ニ十九億發行致シマシタカラ、十三億千三  
百萬餘圓ガ發行未濟額トシテ殘ツテ居ルノ

デゴザイマス、十三年度新規公債ノ發行豫  
定ニ付キマシテハ、當初御協贊ヲ經マシタ  
モノガ、一般會計特別會計ヲ通ジマシテ

八億六千餘萬圓デゴザイマス、之ニ對シ  
マシテ追加豫算ヲ以テマシテ一般會計ニ  
於テ七千三百餘萬圓、臨時軍事費特別會  
計ニ於キマシテ四十四億五千三百萬圓、  
合計致シマシテ四十五億二千六百萬圓デ

ゴザイマスノデ、之ヲ當初ノ八億六千萬  
圓ニ加ヘマスト云フト、五十三億八千七百  
餘萬圓デゴザイマス、從ヒマシテ先程申上  
ゲマシタ十二年度ノ發行未濟額ノ十三億千

三百萬圓ト、此ノ五十三億八千七百餘萬圓  
ヲ加ヘマスト、六十七億餘萬圓ニナル計算  
デゴザイマス、尙只今附加ヘテ申上ゲマス

ガ、六十七億ト申上ゲマシタガ、尙今後追  
加豫算トシテ御協贊ヲ經マスモノニ付キマ  
シテモ、財源ヲ公債ニ仰グモノガアルノデ

アリマス、ソレカラ先程申上ゲマシタ臨時  
資金調整法ノ施行ニ關スル計數デゴザイマ  
スガ、先程大體ノコトヲ申上ゲマシタガ、數

字デ申上ゲマスト云フト、事業設備資金ノ  
調整標準ニ依リマシテ、金融機關ガ貸付ケ  
マシタ總額ハ、本法ノ施行以來昨年末迄ノ

統計ニ於キマシテ二億七千九百餘萬圓デア  
リマス、ソレヲ先程申上ゲマシタ甲、乙、丙ニ  
分マスト云フト、甲ガ二億餘萬圓デ、七割ニ

分ニ當ツテ居リマス、乙ガ六千七百萬圓デニ  
割四分ニ當ツテ居リマス、丙ガ千百萬圓デ四分  
ニ當ツテ居ルノデゴザイマス、即チ先程申上ゲ

業資金ノ認可ノ數字ガ九億五千萬圓デゴザ  
イマシテ、是モ甲類ニ於テ五億七千三百萬圓  
デ、全體ノ六割五分ニ當ツテ居リマス、乙類ガ

二億三千六百萬圓デ二割ニ當ツテ居リマス、  
丙類ハ一億四千萬圓デ一割五分ニ當ツテ居  
リマス、是モ丙類ニ付テハ先程申上ゲマシ

タヤウナ事情ナノデゴザイマス、ソレカラ  
事業設備ノ擴張ニ付キマシテノ全體ノ數字  
ヲ申上ゲマスト云フト、第一ニ舉ゲマシタ

金融機關ノ貸付ケタモノガ二億七千九百餘  
萬圓、第四條ノ關係ノモノガ九億五千萬  
圓、其ノ他本法ト竝ンデ從來カラゴザイマ

ス、各官廳ニ於テ事業設備ノ擴張ニ對シテ  
認可ノ手續ヲ執ルベキモノデアリマシテ、  
資金調整法ノ關係ニ於テ本法ニ協議ガアリ

マシテ、施行セラレタモノガ七千百萬圓バ  
カリデゴザイマスノデ、併セマシテ十三億  
百餘萬圓ナノデゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 大藏大臣態々御出席

下サイマシテ、誠ニ何デスガ、モウ一點數  
字上ノコトヲ政府委員ニ御確メシテ置キタ  
イノデアリマス、昨年ハ大分生産力ノ擴充

ガ成功シテ、餘程ナ數字ニ互ツタヤウデ、三  
十億トカ云フヤウニ聽イテ居リマスガ、大  
體トナモノデスカ

○政府委員(關原忠三君) 大體一年間ヲ通  
ジマシテ、三十數億ニナツテ居ルト考ヘテ居  
リマス

○子爵大河内輝耕君 其ノ種類ハ大體トシ  
ナモノデゴザイマセウカ

○政府委員(關原忠三君) チョット資料ヲ  
持ツテ來マセヌデシタカラ、後程申上ゲマス

○子爵大河内輝耕君 ソレデハソレダケデ  
大藏大臣ニ御尋致シマスガ、只今政府委員  
カラ伺ヒマシテ、大體ノ意味ハ能ク了承致シ

マシタ、決シテソレデ不満足ナ譯デモ何デモ  
アリマセヌガ、尙方針ノ問題トシテ一應御確  
メシテ置キタイト思フノデアリマスガ、何分

ニモ非常ニ大キナ資金ヲ來年ハ要スルノ  
デ、茲ニチョット六十何億トカ云フ數字ガ出  
テ居リマス、ソレカラ生産力擴充ノ方カラ

言ツテモ、大分ノモノニ上ラウト思フノデア  
リマス、餘程大藏大臣トシテハ御苦心ノコ  
トダラウト御察シ致シテ居ル、ソレニ付キ

マシテ色々御苦心ノコトモ要ラウト思ヒマ  
シテ、實ハ大藏大臣カラ御話モゴザイマシ  
タカラ、商工大臣ニ質問致シマシタ、後ハ

速記ヲ止メテ戴キマス

○委員長(公爵山縣有道君) 速記ヲ止メテ  
午前十時五十七分速記中止

午前十一時三十四分速記開始  
○委員長(公爵山縣有道君) 速記ヲ始メ

テ……他ニ大臣ニ御質疑ノ委員ハオアリニナリマセヌカ

○子爵大河内輝耕君 先程ノ材料ハ出来マシタデスカ、マダ出来マセヌカ

○委員長(公爵山縣有道君) 他ニ御質疑ハゴザイマセヌカ

○子爵大河内輝耕君 アノ材料ガ出来テ来マセヌモノデスカラ……質問モ極ク簡單デハゴザイマスガ、少シ残ッテ居リマス

○委員長(公爵山縣有道君) 材料ガ出来テカラデゴザイマスカ

○子爵大河内輝耕君 ハア、其ノ外ハゴザイマセヌ

○政府委員(關原忠三君) 先程總額ニ付キマシテ申上ゲマシタガ、尙モウ少シ詳シク申上ゲマスカ

○子爵大河内輝耕君 ソレハ表ヲ戴イテカラ願ヒマス、表ヲ戴イテカラ表ニ付テ御説明ヲ戴ク方ガ私ノ方ハ分リ宜ウゴザイマス、宙ニ伺ッテハチヨット頭ニ入リニクウゴザイマスカラ……尙一ツ願ッテ置キタイノハ、茲ニアノ参考書ガゴザイマスガ、此ノ参考書ハ便宜上速記録ニ載セテ置イテ戴キタイト思ヒマス

○委員長(公爵山縣有道君) 御諮リ致シマスガ、本日ノ會議ハ此ノ程度デ止メタイト

思ヒマス、如何デゴザイマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵山縣有道君) 次回ハ明後日午前十時ヨリ開會致シマス、散會致シマス

午前十一時三十七分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵山縣 有道君

副委員長 子爵高橋 是賢君

委員

侯爵淺野 長之君

子爵大河内輝耕君

子爵綾小路 護君

男爵松尾 義夫君

男爵長 基連君

遠藤 柳作君

土方 久徵君

内藤 久寛君

江口 定條君

名取 忠愛君

國務大臣

大藏大臣 賀屋 興宣君

政府委員

大藏政務次官 太田 正孝君

大藏省主計局長 谷口 恒二君

大藏省理財局長 關原 忠三君

大藏書記官 入江 昂君

同 松隈 秀雄君

拓務書記官 副島 勝君

昭和十三年三月十四日印刷

昭和十三年三月十五日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局